

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和3年8月10日
盛土による災害防止のための
関係府省連絡会議議長決定
令和3年12月23日
一部改正

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議の開催について（令和3年8月10日関係府省申合せ）第3項の規定に基づき、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

- 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 国土交通省大臣官房審議官（総合政策局担当）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
総務省自治財政局調整課長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
農林水産省農村振興局整備部設計課長
林野庁林政部企画課長
林野庁森林整備部治山課長
経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課長
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長
国土交通省国土政策局総合計画課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省都市局都市安全課長
国土交通省都市局都市計画課長
国土交通省水管理・国土保全局水政課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
国土交通省国土地理院企画部長
環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長
環境省水・大気環境局土壌環境課長
環境省自然環境局国立公園課長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長